

# 摂田屋・宮内地区への空き家等を活用した出店を支援します

## ～摂田屋・宮内地区空き家等活用出店支援補助金のお知らせ～

長岡市は、観光まちづくりを進めている「摂田屋・宮内」地区の魅力向上のため、空き家や空き地などを活用した出店に対して、経費の一部を補助

### 対象区域

摂田屋1丁目、摂田屋2丁目、摂田屋3丁目、摂田屋4丁目、摂田屋5丁目、  
宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目

### 対象者

- 空き地や空き家を賃借して、新たに出店される方
- 土地や建物を取得して、新たに出店される方

- ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新築される方が対象となります。
- ※ 実質的な同一経営体による店名の変更など、単なる店舗の改装は、対象となりません。

### 対象業種

飲食店、持ち帰り飲食サービス業、宿泊業、小売業、物品賃貸業、生活関連サービス業、  
集会場 など

- ※ コンテナ店舗は対象となりますが、キッチンカーなど簡単に移動できる移動販売は対象となりません。
- ※ 無店舗小売業は対象となりません。
- ※ 物品賃貸業は、個人向け事業のみ対象となります。
- ※ 集会場については、展示場、催事場が対象となります。

### 対象経費

次の出店にかかる経費を対象とします。

工事請負費、設計委託料、監理委託料、原材料費、備品購入費、建物賃借料、印刷製本費、  
通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費、備品設備賃借料、保険料、雑役務費、委託費

- ※ 令和8年3月31日までに要した経費となります。
- ※ 他の補助金・助成金との併用申請は可能ですが、重複する経費は対象外となります。

### 補助額

- 補助率 2/3
- 上限額 50万円

- ※ 対象経費合計額 × 補助率 2/3 = 交付補助金額 ≤ 50万円
- ※ 1,000円未満の端数は、切り捨てとします。
- ※ 口座振込手数料、印紙代、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費の対象となりません。

※ 裏面の「申請方法、補助金交付の流れ」、「留意事項」を必ずお読みください。

## 申請方法、補助金交付の流れ

### ◎ 申請書類を提出 (出店後3か月までの申請書提出は可能)

【提出書類】 補助金交付申請書\*1

店舗の整備内容がわかる書類

出店前の状況がわかる写真

土地・建物を賃借して出店する場合は賃貸借契約書の写し

土地・建物を取得して出店する場合は所有がわかる書類の写し

### ○ 審査 ⇒ 補助金交付・不交付決定

補助金交付決定書\*2が送付されます。

### ◎ 交付決定後に申請内容を変更・中止する場合は、変更申請書類を提出

【提出書類】 補助金変更・中止承認申請書\*3

変更内容がわかる書類

### ○ 変更申請の審査 ⇒ 変更承認

補助金変更・中止承認書\*4が送付されます。

### ◎ 店舗営業開始後、速やかに実績報告書を提出

【提出書類】 補助金実績報告書\*5

補助対象事業にかかる領収書の写し

出店後の状況がわかる写真

### ○ 審査 ⇒ 補助金確定 ⇒ 補助金請求 ⇒ 補助金交付

必要に応じ現地調査等を実施 請求書を提出

補助金確定通知書\*6が送付されます。

※ \*1～6の書類については、別紙様式を使用してください。

## 留意事項

申請にあたっては、次の事項を承諾のうえ、申し込みください。

☞ 補助金申請は、4月21日(月)から受け付けます。※予算がなくなり次第、終了します。

☞ 補助金の交付は、1店舗1回限りとします。

☞ 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還していただきます。

☞ 摂田屋・宮内エリア観光まちづくり協議会\*7や地域住民・事業者との関わりを持ちながら、摂田屋・宮内エリア観光まちづくりビジョンを踏まえた、継続的な営業が条件です。これに反している場合は補助金を返還していただきます。

\*7【摂田屋・宮内エリア観光まちづくり協議会】

歴史的建造物や醸造・発酵産業等の地域資源を活用した観光まちづくりを推進する官民連携組織

\*8【摂田屋・宮内エリア観光ビジョン】

同エリアの持続可能な観光を目指すビジョン

「住むひと、訪れるひと、もてなすひと、みんなしあわせのまち」を目標に設定

☞ そのほか、長岡市補助金等交付規則及び長岡市摂田屋・宮内地区空き家等活用出店支援補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。

※ この補助金事業の詳細については、以下担当までお問い合わせください。

※ 実際に補助金申請される場合は、事前に担当までご連絡ください。

## 申し込み、問い合わせ先

長岡市 観光・交流部 観光企画課 担当／廣瀬

〒940-0062 長岡市大手通 2-6 長岡市役所大手通庁舎6F

☎ 0258-39-2344

✉ kanko@city.nagaoka.lg.jp